

『栄花物語』における惟仲像

川田康幸

一、序

前大宰権帥従二位中納言平朝臣惟仲について『栄花物語』では卷三「さまざまのよろこび」に二ヶ所、卷四「みはてぬゆめ」に三ヶ所、卷五「浦々の別」に一ヶ所、卷七「とりべ野」に一ヶ所の計七つの記事が記されている。平惟仲の人物については萩谷朴氏の「枕草子解環」の中で詳しく述べられている。萩谷氏はそこで惟仲について「道隆の殊遇を認」め「中関白家随従の」惟仲が長徳元年（九九五）に内覧の宣旨が道長に下り、「中関白家の勢威が地に墜ちると、惟仲の態度は忽ち掌を返すように、道長に阿付」し、長徳二年（九九六）四月に「伊周・隆家兄弟の貶謫が決定してからは、全く豹変した」と説く。^{註一}

そこでは中宮定子に面従腹背した惟仲・生昌兄弟の様子が論じられているが、拙稿では『栄花物語』に視点を当てた。歴史の中に浮び上ってくる諸書に描かれた惟仲と、『栄花物語』に叙述された惟仲像との相違をまず明らかにしたい。歴史上の人物・平惟仲は権力を掌中にしたと言える。彼は従二位という高位、中納言という顯官に至る。『栄花物語』はその中で、この従二位中納言という高位高官に至った平惟仲の何を記し、何を記さなかったのか。又、記す場合

はどのように記したのか。その取捨選択を明らかにすることが、『栄花物語』の特色を明らかにしてゆく一助となる。この『栄花物語』の中での特色を考えるに先立ち、まず史実としての惟仲像を明らかにしておく必要性があるろう。そこで次に当時の日記・記録類に現われた惟仲像について検討を加えてゆく。

二、平惟仲とその官歴

惟仲の一生の官歴を知るには「公卿補任」が一番手早い。そこで「公卿補任」を基礎に、以下平惟仲の略歴をまず記す。惟仲は天慶七年（九四四）に誕生した。父は従四位上美作介に至った平珍材。母については諸説あり、備中国青河郡司の女とも、讃岐国の人とも伝えられるがはっきりしない。惟仲は二十三歳になった康保三年（九六六）に東宮（憲平親王）昇殿が許され翌四年正月には文章生に補され、村上天皇の崩御になった五月には昇殿が許された。この昇殿は新帝・冷泉天皇と思われる。十月十一日には新帝の藏人に補された。なお惟仲が六位藏人に補された時の頭中将は、惟仲が家司として任えていった藤原兼家である。^{註一}

兼家は応和二年（九六三）正月に東宮（憲平親王）昇殿が許され、康保四年（九六七）二月には東宮亮となる等、惟仲が冷泉院に親しく任せ始める以前から、冷泉院の近臣として重きをなしていた。冷泉院が即位された康保四年には、藤原師輔の三男兼家は三十八歳、受領の長男惟仲は二十四歳。この頃を中心に両者の交流は深くなり、冷泉院を中心にして惟仲は兼家に臣従していったのではないか。

惟仲は安和元年（九六〇）六月に刑部少丞、十二月に右衛門少尉に任ぜられ、翌安和二年八月に冷泉院が退位されると共に、冷泉院の判官代となり、引き続き冷泉院に近侍してゆく。天祿三年（九七二）正月七日には冷泉院の年爵を受け従五位下に叙された。この年の正月二十四日には美作権守、二月十九日には筑後権守に補せられ、天延三年（九七五）正月

二十六日にはやはり冷泉院の年給を受け相模介となる。冷泉院と密接な関係を維持しているといえよう。その後天元三年（九六〇）三月十五日には治国の勞として従五位上に叙され、引き続き翌天元四年（九六一）十月二十六日には肥後守となり、冷泉院の院司となった以降は地方官を歴任している。

一条天皇が即位された翌年の永延元年（九六七）からは目覚しい昇進が続いてゆく。永延元年には正月七日に一品資子内親王よりの年爵を受け正五位下に、十月十四日には摂政第への帝の行幸の賞として、兼家の家司・惟仲は正五位上に叙せられた。またこの間二月九日には昇殿が許され、七月十一日には右少弁、十一月には右中弁と、太政官の中樞に重要な地位を占めるようになる。

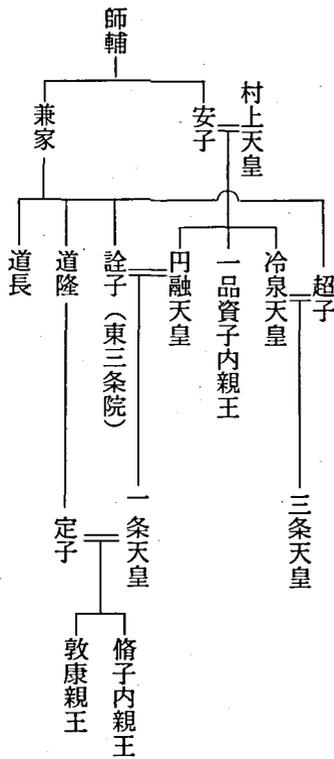
永延二年（九六八）には正月九日に藏人に補されるが、十月四日には藏人を止めてまで近江権介となり任国経営に當っている。これは一族の親信が近江権介を辞退したのを受けてである。^{註三}永祚元年（九六九）正月七日には弁官の勞として従四位下に、同じく二十九日には治国の勞として従四位上、四月五日には淀浮橋を造った成功として正四位下に叙されるという、正に摂関家の子息といえどもこれ程急速な昇叙は無いと思える位の昇進をする。又正四位下に叙された日には左中弁へと転じ、翌正暦元年（九七〇）八月には右大弁に補され、正暦二年（九七一）正月には伊周の任参議替として惟仲が藏人頭に補され、三月には藏人頭を辞退するものの翌正暦三年（九七二）八月二十八日には参議に至る。

正暦元年五月に道隆が摂政に任ぜられるが、その時正四位下左中弁兼内藏頭兼近江介であった惟仲は、足掛け三年の間に参議兼右大弁という頭職に昇っている。道隆の治世下でも前代の兼家の治政下と変らぬ寵臣となつてゆく。正暦三年には近江介を辞退するが、翌正暦四年（九七三）正月十三日には近江権守に任ぜられ、十一月十三日には従三位に至る。正暦五年（九七四）九月八日には左大弁となり、太政官の中樞で益々重きをなすに至るのである。

その後長徳元年（九七五）五月に道長に内覧の宣旨が下るが、そこでも惟仲に対する殊遇に変化はない。長徳元年十一

月十八日には勘解由長官を兼ね、長徳二年（九六六）七月二十日に権中納言に任ぜられた。四位の受領の男としては非常な栄達ではないか。その後長徳四年（九七〇）正月十五日には正に転じ、翌長保元年（九七五）正月三十日には中宮大夫として定子に仕えるが、七月八日には中宮大夫を辞退している。長保二年（一〇〇〇）正月二十三日に正三位に叙され、長保三年（一〇〇〇）正月二十四日には大宰権帥に任ぜられ、大宰府に下向している。長保五年（一〇〇三）正月七日には、東三条院の院司として、長保三年十月十日に東三条院の院司達が加階された時の権利を要求したのであろう、従二位に叙された。翌寛弘元年（一〇〇四）十二月二十九日には宇佐神宮の訴えにより、大宰権帥を止めさせられるが、京に戻ることも無く、大宰府で寛弘二年（一〇〇五）三月十四日その一生を終えている。

(系図一)



この惟仲の任官や昇進をみてゆくと、惟仲が如何に撰閥家の当主達（兼家→道隆→道長）に変わることなく重用され続けていったかがよくわかる。それは又、惟仲の年官年爵に関わった人々や、各種の賞としての加階、あるいは成功の賞

などについても言える。それは冷泉院から二度、一品資子内親王から一度、兼家の家司並びに東三条院の院司としての賞が各一度、治国の労が二度、弁の労、淀浮橋を造った成功等、全て兼家と結びつく面を何等かの点で有している。(系図I参照・表I参照)

〔表I〕

1	天禄三年(九七二)	正月七日	従五位下	冷泉院分(年爵)
2	天元三年(九八〇)	三月十五日	従五位上	治国(相模介:冷泉院年官)
3	永延元年(九七七)	正月七日	正五位下	一品内親王御給
4	"	十月十四日	正五位上	帝、摂政第行幸ノ賞
5	永祚元年(九七九)	正月七日	従四位上	弁勞
6	"	正月二十九日	従四位上	治国(近江介)
7	"	四月五日	正四位下	造淀浮橋賞
8	正暦四年(九三三)	十一月十三日	従三位	
9	長保二年(一〇〇〇)	正月二十三日	正三位	
10	長保五年(一〇〇三)	正月七日	従二位	東三条院院司賞(逐申請)

冷泉院にしろ、一品資子内親王にしろ、一条天皇にしろ、兼家は外戚として大きな影響力を有していたと言えよう。その兼家の影響力の及ぶ範囲内で惟仲は目覚ましい昇進をとげてゆく。表Iの2の叙位は、冷泉院の年官として賜わった

相模介の労であろう。表1の6・7は前年平親信の辞退替である。親信は近江権介として任国経営に当り、寛和元年(九六五)十一月に花山天皇の大嘗祭の悠紀国司として、並びに寛和二年(九六六)十一月十八日には一条天皇の大嘗祭の悠紀国司としてそれぞれ陸叙に預っている。^{註四}親信はそこで正五位下と従四位下に叙され、十分に国司の益を満喫したのであろう、永延二年(九六八)に従兄弟の惟仲に受領を譲っている。淀浮橋は近江国にあり、^{註五}惟仲も任国経営の労と浮橋完成の成功の二度の加階を近江介で受けたといえよう。親信にしろ惟仲にしろ飽く無き昇進欲の賜物と言える。又この貧欲なまでの昇進欲は表1の10についても言える。長保三年(一〇〇二)正月に惟仲は大宰権帥に任官し、六月二十二日に大宰府に下向した。^{註六}東三条院詮子の御賀は十月九日に東三条院で天皇の行幸を仰いで行なわれ、翌十日に院司達が行幸の賞に預っている。^{註七}従って惟仲は当時大宰府にいたものであろう、後日に東三条院御賀の院司の賞に預かれるよう運動した結果、長保五年(一〇〇三)の正月の叙位において加階されたのである。凄まじいばかりの執念ではないか。

飽く無き陸叙欲の塊とも言える惟仲の任官面での特色は二つある。その一つは地方官・国司に切れ目なく任用されている点と、いま一つは弁官局を離れずにいたというこの二点である。

惟仲の地方官・国司任用を抜き出すと表1の如くなる。地方官には七ヶ度の任用となる。

〔表1〕

1	天祿三年(九七三)	正月二十四日	美作権守
2	"	二月十九日	筑後権守
3	天延三年(九七五)	正月二十六日	相模介(冷泉院分)
4	天元四年(九八二)	十月二十六日	肥後守

5	永延二年（九八八）十月四日	近江権介（受領・正暦三年辞退）
6	正暦四年（九九三）正月十三日	近江権守
7	長徳元年（九九五）十一月十八日	勘解由長官
8	長保三年（一〇〇一）正月二十四日	大宰権帥（六月二十二日赴任・寛弘元年（一〇〇四）十二月二十九日停止）

表Ⅰの1の美作権守への任官は、二月十九日に行なわれた直物の除目において、表Ⅰの2・筑後権守に改められたものであろう。とすれば都合六回となる。このうち表Ⅰの5と8・近江権介と大宰権帥は任国に赴任している。また天元三年（九八〇）に治国の労で加階されているが、これを秩滿後の相模介・表Ⅰの3に対するものとすれば、少なくとも三回は任国に下向し任国の経営に携ったと言える。肥後守の時・表Ⅰの4も遷任と考えるよりは赴任したと考えられる。惟仲の当時の官職は止めていなければ、刑部少丞兼右衛門少尉兼冷泉院の判官代（任官順）であり、はかばかしいものではない。また表Ⅰの3の相模介の時は赴任していると思われるので、肥後守の時も九州まで赴任していると思われる。表Ⅰの6の場合は参議兼右大弁でもあり遷任かと思われるが、表Ⅰの5・近江権介に引き続いての重任とも言えるものであり、隣国で京に近いこともあり、度々近江国へ出かけたとも推定できよう。^{註九}この度重なる受領としての地方への赴任が惟仲一族に多大の財力をつけさせたのであろうか。淀浮橋造宮の成功、あるいは正暦四年（九九三）の男・道行の豊樂院造宮の成功での父・惟仲への加階などは、国司として地方にいた間に培った経済力によるものであろう。生昌は寛弘六年（一〇〇九）三月四日に播磨守に任命されるが、これは脩子内親王に竹三条宮（三条第）を寄進した成功であった。^{註十}親信は貞元二年（九七七）、長保二年（一〇〇〇）、長保五年（一〇〇三）、寛弘四年（一〇〇七）の四回、造宮の賞、また永祚元年（九八九）には勢多橋を造宮した賞でそれぞれ加階されている。この一族は正に莫大な財をなしていたといえるのではな

いか。一方中央官僚としてはどうであったのか。次にそれを示す。

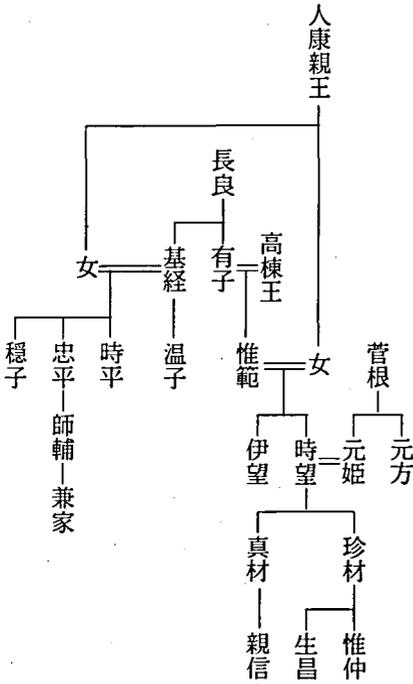
惟仲の出仕は前述した如く康保三年（九六六）に冷泉院に仕えたことから始まる。その後冷泉院の即位（九七〇年）に合わせて六位藏人、退位の時（九七九年）には院の判官代となっている。その後受領としての地方生活が続く。惟仲が京で目覚ましい昇進を遂げるのは、一条天皇即位（九六九年）以降のことである。それまではめばしい京官には就いていない。兼家が摂政に就任すると、彼は惟仲を急激に重用し始めた。それを示すと表Ⅲの如くなる。

〔表Ⅲ〕

11	長徳二年（九六六）四月二十四日	伊周左降
10	長徳元年（九六五）五月十一日	道長蒙内覧宣旨
9	正暦五年（九五四）九月八日	参議左大弁
8	正暦三年（九五二）八月二十八日	任参議兼右大弁
7	” 八月三十日	右大弁
6	永祚二年（九六〇）五月二十六日	道隆為摂政
5	永延三年（九六九）四月五日	左中弁
4	永延二年（九六八）正月七日	弁の劳
3	” 十一月十一日	左少弁（有国左中弁）
2	永延元年（九六七）七月十一日	右少弁
1	寛和二年（九六六）六月二十三日	一条天皇即位（二十四日兼家為摂政）

正に飛ぶ鳥を落す勢いである。惟仲は兼家が摂政となった後、道長が内覧の宣旨を蒙り、左大臣となり、その政権が一応の安定を迎えるまでの間に、右少弁から権中納言に至る。彼の一族としては位を極めた、極官に至ったと言っても過言ではない。惟仲の父の代は父・珍材にしろ叔父・真材にしろ従四位に至るのがやっとという状況であった。^{註十一}この一族は惟仲の祖父・時望の代までは従三位に至った人物が輩出しており、中納言や大納言にまで至っている。^{註十二}かなりの名門であったが、惟仲の父の代で零落したと言えよう。

（系図Ⅰ）



正三位大納言に至った高棟王は中納言長良の女・有子と結婚し、惟範が誕生す。惟範は従三位中納言に至り、人康親王女と結婚し、従三位中納言時望と、従三位大納言伊望が誕生する。(系図Ⅰ参照) そこで次にこの一族について検討を加えたい。

三、高棟王の一族

正三位高棟王の一族は、摂政太政大臣藤原基経とその一族に非常に深く強い姻戚関係を有している。高棟王が長良の女・有子と結婚した時期は不明であるが、春宮大夫として後の清和天皇の宮司となった翌齊衡二年(八五五)に中納言惟範が誕生している。即ち高棟王は摂関家・藤原北家の一族に婿取られてから春宮大夫になったと言える。惟範は高棟王の晩年(五十二歳)に誕生。祖父長良は齊衡三年(八五五)七月に五十五歳で、父高棟王は貞観九年(八六七)五月に六十四歳で薨去。時に惟範は十三歳という若年であった。父亡き後惟範は母・有子の一族のもとで成長していったと思われる。その母の一族の中でも特に基経に庇護され成長したのであろう。基経の室・人康親王女の姉妹(妹の方である)と結婚した。

基経は承和三年(八三六)に生まれ、長男・時平が誕生したのが三十六歳になった貞観十三年(八七二)であり、その頃惟範は十七歳であった。惟範と人康親王女との間に長男・時望が誕生したのは、惟範二十三歳の元慶元年(八七五)である。このようにみてゆくと惟範の結婚の手引きをし、強力に推進したのは基経であるとみてよい。このように基経に後見されていたからであろう、惟範は貞観十六年(八七四)正月に叙爵、十二月には清和天皇の蔵人、翌貞観十七年(八七五)八月には清和天皇の母后である皇太后明子の宮司となっている。基経の一族から信頼もされ、大切にもされていたのであろう。

基経の長男・時平は延喜元年（九二〇）九月に、その師・大外記大藏善行の七十賀を執り行なった。その時作られた紀長谷雄の漢詩の序の中で惟範、忠平、伊望、長谷雄他二名の計六名の名を挙げ、「舊日趨庭之生」と、昔共に学んだ仲間であると記す。^{註十三} 惟範とその二男の元慶五年（八八二）生まれの伊望とが、同じ時期に机を共にして学んだとは思われないが、元慶四年（八八〇）生れの忠平と伊望とが机を共にし勉学に勤しんだと見て不都合はない。惟範や時平達を大藏善行のもとで学ばせたのは基経であろう。基経は惟範やその子に大きな期待をいだいたのかもしれない。寛平九年（八九七）六月十九日には惟範は太皇太后宮権大夫として再び明子に仕えた。この年七月十三日には時望が陽成院御給により従五位下に叙爵され、十一月二十三日には伊望が中宮（温子）御給によりやはり従五位下に叙された。これは内覧の宣旨を受けた時平が行なったものであり、惟範の一族と基経の一族がいかに親交が深かったかがよくわかる。

基経は若くして父を亡した甥・惟範を育て、学ばせ、結婚させ、実の父親以上に惟範を育てはぐくんたのである。このようにみえてくると、従三位中納言惟範の一族は、昭宣公基経を核とした摂関家一族の中に深く取り込まれていった名門であった。だが惟仲の父の代になると、時望の子である珍材も真材も従四位に昇るのがやっとなり、名門の出でもあるので蔵人に任用されたりはしているが公卿に至ることはなかった。「尊卑分脈」の記すところによれば真材は安和元年（九六〇）八月に六十九歳で卒しており、父時望と比べくも無い程不遇であったのではないか。また伊望の子も従四位下に至るのがせいぜいである。^{註十五}

時望や伊望は忠平の政権下で着実な昇進をしてゆくが天慶元年（九三〇）には時望が六十二歳で、翌天慶二年（九三二）には伊望が五十九歳で没するに及んで、この一族は没落してしまふ。真材は六十九歳まで生きたが従四位下の受領に至るのがやっとなり、惟仲の父・珍材の方は、没年が不明ではあるが、応和元年（九六二）には六位蔵人であったとすれば六十歳もいくつか過ぎていたであろう。珍材・真材の母は不明であるが、「九曆」によれば時望の室は元姫と言ひ、南家流

の参議菅根の女である。註十七 ちなみにこの菅根の二男が、天曆七年(九五三)に薨去した正三位大納言元方で、元方は冷泉院の怨霊とされた人物である。

冷泉院(憲平親王)は天曆四年(九五〇)五月二十四日に誕生。誕育二ヶ月後の七月二十三日に立太子。撰閲家にとつてはまさに宝の君である。時望望の兄弟はこの撰閲家にとつての掌中の珠ともいうべき東宮・憲平親王に祟つてゆく。一族の血を濃く受け継いだ東宮が、元方の怨霊に苦しめられるという事は由由しき大事である。珍材・真材の母がこの元姫であったとすればどうであらうか。珍材達は過去には深い恩顧を与え、親交の濃かった惟範の孫とは言つても、東宮の怨霊となった元方の血を引く甥達でもある。珍材・真材を殊遇したりして帝や東宮・憲平親王の傍らに近仕させておけるだらうか。東宮・憲平親王に近仕していた時等に珍材達に元方の怨霊が乗り移つたりすれば如何なる状況を作り出そうか。魂等を取られでもしたら大變である。少しでも危険を及ぼす恐のある人は敬して遠ざけておくに若くはない。笑入りのよい地方官に任命し、京を遠く離しておけばさ程危険はないと考えても可笑しくはないのではないか。

また珍材に関しては「古事談」第六の中で、

珍材朝臣從美作一上道之路。寄宿備後國品治郡。召郡司女令打腰之間。懷孕畢。後其兒至七歲之。眩。郡司相具前立之。參珍材之許。述子細。珍材思出件支涕泣。珍材者。極相人也。仍見此兒。可至二位中納言一之相アリト云テ養育。果如父之相云々。鯛ノ數ヲカゾヘサセテ令知始物數云々。

と、惟仲の出生を語る伝承の中で、珍材について「極相人也」と記す。また「江談抄」の中にも同類の話が記されている。珍材の父・時望についても「古事談」と「江談抄」の中で同一の話を取り上げ、親相をよくした事を記す。即ち

故右大弁時範談云。一条左大臣年少之時。故平中納言時望。致其父式部卿敦實親王家。親王召出雅信。令時望相之。時望相云。必至從一位左大臣歟。下官子孫若有申觸事者。可有必舉用也。數烈感歎云々。時望卒後。

一条左大臣。感_レ彼知己之言。惟仲肥後之公文間。殊施_レ芳心。惟仲者是時望孫。珍材男云々。故平宰相之説也。彼家傳語之由。時範所_レ談也。

(「江談抄」へ45)
本文は「江談傳解」

時望が敦実親王の家で雅信の相を觀て、從一位左大臣に至ると語ったと記す。雅信は時望の言を奇特として惟仲に芳心を施したと語る。その他「平家者自_レ往昔・累代之相人也」(「江談抄」第六卷)と語られたり、「平家自_レ往昔・累代伝_レ相_レ人之事」(「江談抄」へ46)と語られたりしている。

このようにみてみると平安時代も末期になると、平家は觀相をよくするという話が流布していたと考えられるし、又、親信の子孫もそう語り継いでいた事が知られる。觀相をよくする人物はどのように見られていたのであるうか。時望や惟仲の生きていた時代には、人の相を觀ることは学識のある人物や、高貴な公卿・殿上人のする事では無い。相をよくするという事は、返って輕蔑の対象とされたものではあるまいか。觀相などという事は下賤の者が行なうものではなかったのか。出自のしつかりとして貴人の行なうものではない。下賤の者でなければ、日本人とは異なる何かあやかしの外國人が行なうものと考えていたのであろう。

例えば「懷風藻」に記された大友皇子の相を觀た「唐使劉徳高」、あるいは大津皇子を觀た「新羅僧行心」、「源氏物語」「桐壺の卷」の「高麗人の相人」、「大鏡」第六卷太政大臣道長_下の「狛人」など、数多くの外國から渡來した人の話が記されている。彼等は何か不可思議なあやかしの力を有していたと見られていたのではあるまいか。

時望及び珍材と二代に亘る人物が相人あるいは觀相を上手に行なったという伝承は、平安時代もかなり下った時点の譚である。あまり信用が置けるとも思われないが、時望↓真材↓親信と続く平氏一門直系の右大弁時範の談である。時範の語る如く平宰相(親信か)の語った譚であり、十一世紀の初頭にその様に既に語られていたか否かは、真偽相い半ばする伝である。平宰相の語る如く、時望が觀相をし、又、珍材が觀相の名人であったという伝承は、時望一族の零落

を語るにふさわしい譚と言えないか。

惟仲の一族が珍材・真材の時代に一度に零落し受領階級に落ちるのは、彼等が時の摂関家と姻戚関係が無くなったからである。時望・伊望の母は、時平・忠平・稔子の母の妹と考えられる。彼等は正に同年代に生きたのであり、大蔵善行のもとで最年長の時平を中心に庭を趨り囲ったのであろう。又、より若年の頃から母親達の膝下で兄弟同様にして育てられたのではないか。それが長じて時平や忠平の恩顧を受け叙位・任官していったのであろう。また醍醐天皇・朱雀天皇の御世に、時平や忠平の担う摂関政治を支える支柱の一つになっていたのである。ところが珍材・真材の時代になると、彼等は摂関家との姻戚関係が無くなったのではないか。まず彼等の母が不明である。菅根の女・元姫であったとすれば、彼等の伯父は冷泉院の怨霊として人々に恐れられていたのであり、決して時の摂関家の人々と良好な関係があったとは思えない。惟仲の代になると、母はまったくの卑賤の出となってしまう。説話の中に語られる程のすさまじさとも言えるのである。従二位中納言にまで至った惟仲ではあるが、母は卑賤の出であるというだけでわからなくなったのである。

摂関家と姻戚関係の無くなった珍材等の一族は、どのようにして摂関家の人々に取り入っていったのか。惟仲は兼家の家司であり、東三条院詮子の院司であった。親信は長保三年（1011）に東三条院四十の御賀で家司の賞をうけている。またこの二人は多く成功により加階されている。受領となった彼等は惟範の時代の如き姻戚ではなく、家司としてその家政機関の中に入り込む道を選択した。それが惟仲であり、親信の男・重義である。即ち重義は道長の家司となった。^{註十八}

彼等は摂関家との間に主従関係を結ぶ事により一族の栄達を計った。また受領としての経済力にも言わせ各種の成功での加階を狙い、摂関家の人々に阿諛追従することも積極的であったろう。次にこのような惟仲を『栄花物語』ではどの様に描き出しているか見てみたい。

四、「栄花物語」に描かれた惟仲

「栄花物語」中に記された惟仲の出てくる記事七ヶ所のうち、四ヶ所は藤原有国と併記される形で叙述されている。
「栄花物語」での有国像については拙稿を参照されたい。^{註十九}この四ヶ所とは卷三「さまざまのよろこび」の二ヶ所全々と、卷四「みはてぬゆめ」の二ヶ所である。「栄花物語」では有国と共に出現し、読者に強い印象を与える。惟仲初出の記事は有国初出の記事でもあり、次の如く記されている。

撰政殿は今年六十にならせ給へば、この春御賀あるべき御用意もおぼしめしつれど、事どもえしあへさせ給はで、^{兼家}

十月にと定めさせ給へり。はかなう月日も過ぎもていき、東三条の院にて御賀あり。^{二卷}（中略）みかども行幸させ

せ給ひ、春宮もおはしまして、殿の家司ども皆よろこびしたるなかにも、有国・惟仲を大殿いみじきものにおぼし

めしたり。有国は左中弁、惟仲は右中弁にて、世のおぼえ・才なども、人よりことなる人人にて、各この度も加階

していみじうめでたし。^{兼家}

（卷第三「さまざまのよろこび」本文は松村博士著「栄花物語全注釈」（角川書店）一三六四―五頁以下同。）

この記事は撰政兼家の六十歳の賀が東三条院において、一条天皇の行幸や東宮の来臨を仰ぎ大層立派に行なわれたと記す。撰関家の家司達も行幸の賞で加階という喜びを受けた。兼家は大勢の家司達の中でも取り分け有国と惟仲を重用し、有国を左中弁、惟仲を右中弁という太政官の要職に任用している。この二人の評判は大変世間でも高かった記す。この叙述に関しては年紀的にも多少の混乱がある。

撰政兼家の六十歳の御賀が行なわれた年とすれば、永延二年（九六〇）三月の春の事である。^{註二十}東三条院に天皇の行幸が

あり家司達が行幸の賞として加階の栄に浴するのは、永延元年（九六七）十月十四日のことである。^{註二十一}有国が右中弁から左

中弁に転じたのは永延元年十一月十一日のことであり、惟仲が右中弁に任せられたのは永延元年十一月の事である。^{註二十二}惟

仲は有国が左中弁に転じた後、空いた右中弁に右少弁から転じたものであろう。いづれにしろ一条天皇即位後の事であり、天皇並びに東宮の外戚として並ぶもの無き権力を握った摂政兼家の政權の初期のことである。

この記事で注意を要するのは、惟仲と有国の二名が取り分け世の信望といい、学識といい、人に秀でていたと記している事。有国が左中弁で惟仲が右中弁と記されている如く、有国の方が惟仲より兼家の信用が厚いと思われる事。また摂政兼家はこの二名を大層信頼していたと記す三点である。このことは次の『栄花物語』の記事の内容とも一致しよう。

有国は、粟田殿(道兼)の御方にしばしば参りなどしければ、摂政殿(道隆)、心よからぬ様におぼし宣はせけり。さるは入道殿(兼家)の、有国・惟仲をば左右の御まなこと仰せられけるを、「きめられ奉りぬるにや」と、いとほしげなり。

(卷第三「さまさまのよ
ろこと」[一四〇五頁])

摂政兼家の薨去を受けて記された記事であり、兼家がこの有国・惟仲を自分の左右の眼に譬え、大切にし信頼していた様子が記されているよう。一方父の後を襲い摂政となった道隆は、有国が粟田殿・道兼のもとへ屢々出入するので有国を嫌っていると記し、そのような状況におかれた有国は人々の同情をかう。ここでは惟仲は摂政道隆に嫌われ人々の同情を買う有国の脇役となっている。

道隆に視点を移し考えると、新摂政は亡き父兼家の政治路線を全面的に踏襲しないで、独自路線を打ち出したと言えよう。即ち、兼家の治世のもとでは有国は官位全てに亘り、必ず惟仲に一步先んじており、これが逆転するのは道隆が摂政となってからである。永祚二年(九〇)八月三十日の除目では、この年の五月十四日に頭弁となった有国ではあるが、従三位に昇叙されたが参議となる事も無く、返って蔵人頭と右大弁の職を停められた。註二十三後任の蔵人頭には伊周が、右大弁には惟仲が任せられたのである。註三十四

有国は天皇の近辺からも、太政官の中樞からも外された。「きめられ」たのであろう。一方惟仲は有国の後をうけ右

と有国に対する処遇の明暗をより効果的に表現していると言えよう。年次を無視したのは道隆の有国に対する冷遇をより効果あらしめる為の変更であり、惟仲の左大弁任官を記すことは、「あはれな」有国、「あさまじう心憂」き事を行なつた道隆を際立たせる為の補助線であつた。

これと同じ事が次の記載内容にも伺えよう。

まこと、かのおい寵められし有国、この頃宰相までなさせ給へれば、あはれに嬉し。「世はかうこそは」と見思ふ程に、この頃大式辞書奉りたれば、有国をなさせ給へれば、世の中はかうこそはあれと見えたり。みかどの御乳母(橋三位)、北の方にていと猛にて下りぬ。「これぞあべい事。故殿のいとらうたきものにせさせ給ひしを、故関(兼家)白殿あさまじうしなさせ給てしかば、目易き事」と世の人間え思ひたり。惟仲はただ今左大弁にてゐたり。

〔「栄花物語」巻第四「みはてぬゆめ」一五三頁。〕

と記すこの記事の年次は、長徳元年（九九五）ないしは翌長徳二年（九九六）の頃と思われる。

有国が大宰大式に任ぜられたのは長徳元年十月十八日、実際に大宰府へ下向したのは長徳二年八月九日以降のことである。有国の赴任に当っては八月二日に宮中で、同七日には道長邸で銭席が設けられており、八月九日には有国の任符並びに位記が作成されている。註二七七また有国が参議となるのはずっと時代が下り、長保三年（一〇〇二）十月三日の事である。註二七八

惟仲の方は長徳元年は左大弁であるが、十月十八日には勘解由長官を兼帯し、長徳二年七月二十日には権中納言に任ぜられている。実際は長徳二年八月の両人を比較すると、有国は非参議の正三位大宰大式であり、惟仲は従三位権中納言という頭官に至っていた。

『栄花物語』では長徳二年の頃、有国は参議兼大宰大式までに昇進し、惟仲は変わらず参議兼左大弁と読み取れる叙述ぶりではないか。道長の治世に移ってからは、有国が殊更に厚遇される。反面道隆に殊更に好遇されていた惟仲は何等

昇進もしていない。返って冷遇されているのではないかと疑いたくなる位の取り扱われかたである。実際には惟仲は参議から権中納言に昇進し、大層殊遇されたと言えよう。有国に対しては大宰府赴任に際して叙爵が行なわれ正三位と位一階の昇叙を受け、散三位の状態から大宰大式という身入りのよい地方官の職にありついた有国も好遇されたのである。道長は有国のみを厚遇したのでも無ければ、惟仲を捨て置いて冷遇していたのでもない。

『栄花物語』のこのような叙述態度は何を表わそうとしているのか。

五、道長と惟仲

『栄花物語』における有国の大宰府赴任の記事の特色は何かと問われた時、次の如く答えられるのではないか。故関白道隆に「おい籠められ」た不遇にあえいでいた有国は、道長が政權を把握すると急速に殊遇される。人人も道長の有国に対する厚遇を「あべい事」「目易き事」と讃辞を呈するのである。これは有国と惟仲の処遇を通して、道長と故道隆の治世の相違をより効果的に記そうとした結果ではないのか。

道隆は父兼家の政治路線とは異なるのだという点を強烈に打ち出した。即ち有国の官位剥奪を通し、兼家の寵臣ナンバー・ワンを更迭し、人心の一新を計ったと言える。一方道長は更迭された有国を再度登用する事で、父兼家の政治路線を正しく受け継いだのである。即ち摂関家の正統性を主張するのにこの有国の復帰を利用したのが『栄花物語』でのこの場面の叙述という事にはならないか。

道隆の治世下での故兼家のまなこの一つである有国の処遇は「あさましよう心憂」き事である。一方道長の治世下で復権し惟仲に比肩するまで地位の回復した有国の状況は「世はかうこそは」と人々が考え、「あべい事」であり「目易き事」と言える世になった事を暗示しているのではないか。

兼家の治世下では有国は惟仲に必ず一步も二歩も先んじており、非常に厚遇されていた。一方道隆の治世下では有国と惟仲の地位が逆転し、惟仲が殊に厚遇されたのも事実である。道長の治世下では有国・惟仲はそれぞれ殊遇されており、惟仲を厚遇しなかったり、有国のみを殊遇するといった処遇の仕方はしていない。有国は道隆にその官位を剥奪された後は決して惟仲に先行する事はなく、公卿としての官職は常に数歩以上惟仲が先行している。ただし叙位に関しては長徳二年から有国の方が一步先行するが、惟仲も有国も従二位という高位にまで昇進している。だが死を迎えた時惟仲は従二位中納言であり、有国は従二位参議でしかなかった。

『栄花物語』中の惟仲像は有国と共に描かれる場合、有国の処遇の変遷を際立たせる為に使われる補助線であろう。また撰関家の正統なる後継者像即ち道長像を造形する際、惟仲と有国に対する撰関達の処遇の仕方は、二人合せてより太い補助線となり、撰関家の正統者たる道長像を際立たせるのに役立っている。

この撰関家の正統なる後継者、兼家以来の政治路線を守る道長像造形の為の役割をはたす惟仲像は、次の『栄花物語』の記事の中でも展開される。

この頃内には、藤三位といふ人の腹に粟田殿の御女おはすれど、殿の、姫君おはせぬをいみじき事におぼいたりし〔兼子〕 かと、この御事をばことに知り扱はせ給はざりしに、むげにおとなび給ふめれば、三位思ひ立ちて内に参らせ奉り給ふ。三位は九条殿の御女といはれ給ふめれば、この殿ばらもやむごとなきものにおぼしたれば、かやうにおぼし立ち参らせ給ふにも、にくからぬ事にて、はかなき事なども左大臣殿用意しきこえ給へり。さて参り給て、くらべやの女御とぞ聞えける。三位は今めかしき御おぼえにものし給ひける。年ごろ惟仲の弁ぞ通ひければ、それぞれこの女御の御事もよろづに急ぎける。

この頃とは長徳二年（九九六）の春から夏にかけての頃である。その頃故粟田関白と九条殿・師輔の女・繁子との間に生

〔卷第四〕みはてめゆめ
〔一五四六〕七頁。

まれた尊子の取り扱いについて一族の殿方も心配していたと記す。母繁子は尊子の入内を決行し、一族の女でもあり道長は色々「はかなき事など」にも心配りをした。入内の甲斐があり、尊子は帝の寵愛をいただいたという。入内の仕度を万事調えたのが、当時繁子の夫として通っていた惟仲であると記す。またこの記事に引き続き『栄花物語』ではかう女御達参り給へれど、今まで宮出でおはしまさぬ事を、女院はいみじうおぼしめし歎かせ給へり。中宮のただにもおはしまさぬを、さりととも頼しうおぼしめす（以下略）

東三条院（尊子）

定子

（巻第四「みはてめゆ」めし「一五四七頁」）

と、東三条院が一条天皇に皇子の無い事を嘆いていると記し、それを受けて中宮定子の懐妊を記す。この記事の配列年次からすれば、尊子入内の必然性・必要性が高い。

ここでは、一族の忘れ去られたような女にも細やかな気配りをする道長像と、それを手助けする惟仲という図式が描ける。帝に嗣も無く女院もそれを心配されている。そこで道長が色々と尽力したと記す。誠に立派な道長である。非の打ち所が無い。ところが尊子の入内は実は長徳四年（九九八）二月十一日のことである。註二十九 定子の第一子・脩子内親王の誕生は長徳二年（九九六）十二月十六日のことであり、註三十 尊子入内以前の話である。『栄花物語』は何故このような配列に改変したのか。中関白家の非劇・非運を描く前奏曲となっている為の改変ばかりとは言えない。歴史上の起きたままの順で記せば、道長・惟仲の仕打ちは、甚だ残酷な仕打ちであったろう。註三十二 そうなれば忘れ去られ、亡父の後に残り残された一族の女（尊子や当然定子をも含む）に手を差しのべる寛大な、摂関家の道統を守り受け継ぐ道長像と大きく掛け離れてしまう。

また道長の残酷さを助長するような惟仲では巻第五「浦々の別」の二条宮焼亡後の中宮定子に対する惟仲の処遇、即ち道長の待遇が急に色あせてしまう。『栄花物語』では

（道徳）

かの二条の北南と造り続けさせ給しは、殿のおはしまし折かたへは焼けにしかば、今は一つに住ませ給しを、こ

〔伊國〕の師殿の御下りの後、程なく焼けにしかば、この御子なども生れ給ふべかりしかば、平中納言惟仲が知る所有りけり、それぞ女院など仰せられて住ませ給ける。
〔巻第五「補々の別」一四五頁。〕

と、二条院焼亡後は詮子の仰せで平惟仲の知行所に住んでいたと記す。二条院焼亡後は定子は高階明順宅に御所を移す〔註三十三〕が、惟仲の知行所には、いつ移り住んだのであろうか。この部分にしか描かれていない惟仲の知行所への渡御はいつあったのであろうか。

『栄花物語』の記す通りであるとすれば、中宮に対する惟仲の対応は申し分無いものである。またそれを認めている道長の器量の大きさを示すものでもある。あと一ヶ所は東三条院の惟仲知行所への渡御である。これは惟仲が東三条院詮子の院司であった事を語るものである。

六、結

惟仲の『栄花物語』中の造型のされ方は、大きく分けて二つある。その一つは有国と対比した形で描き出されてくる部分である。そこでは、道長が兼家の後を受け継いだ撰閑家の正統な継承者である事を有国の処遇を通して語っていた。そして惟仲はこの有国の処遇をより明瞭にする為の補助線の役割を与えられていた。

あと一つは、惟仲の描写・叙述を通して九条師輔一族の忘れ形見に広く細やかな配慮を示す威大な氏長者としての道長像の造型があるようである。

註一 「枕草子解環一」(一九八一年・同朋舎出版)「第五段 中宮寛仁」——惟仲・生昌兄弟の向背——

註二 「職事補任」「冷泉院」、「公卿補任」康保五年「藤兼家」条。

註三 「小右記」同年十月三日。「公卿補任」長保三年「平親信」条。

註四 「公卿補任」長保三年「平親信」条。

註五 「四月五日、今日有叙位。除目云々（中略）造浮橋國國司云々」（「小右記」永祿元年同日条）
（近江介平惟仲等）

註六 「小右記目錄」第十八 帥・大貳事」

註七 「日本紀略」・「權記」・「公卿補任」等。

註八 「日本紀略」天祿三年同日条。この日に直物の除目が行なわれた。

註九 「竹生島縁起」（大日本史）によれば「一條院御宇、永祿元年九月四日、右大辨兼内藏頭平朝臣惟仲、加行法華三昧、施入六

口僧料田十二町三段二百七十歩」と竹生島神社に田を寄進している。従兄弟親信は近江介在任中二度も大嘗祭の國司として加階に預り、惟仲も二回近江介に因わって加階に預っており、近江国の受領を奇貨として竹生島を信仰したとも考えられる。

註十 角田文衛氏「王朝文化の諸相」（昭和五十九年・法蔵館）所収「枕草子」「大進生昌が家に」の段」

註十一 「尊卑分脈」第四篇「桓武平氏」の条。

註十二 註十一に同じ。

註十三 「雜言奉和」（大日本史料）一の二所収）

註十四 珍材は天徳三年（公亮）九月五日「藏人」として「九曆」に記される。真材は承平七年（公亮）正月十日「藏人」として「九曆」に記される。山口博氏「王朝歌壇の研究——別巻藏人補任」（昭和五十四年・桜楓社）によれば六位藏人である。

註十五 「尊卑分脈」によれば、善理が従四位下、統理は従五位下と記されている。

註十六 山口博氏前掲書「村上朝・六位藏人」

註十七 天曆四年七月二十三日条。時に憲平親王立太子の時陪膳として奉仕す。

註十八 「御堂関白記」長和四年九月二十日条によれば、家司の賞に預っている。

註十九 「栄花物語」における有国像の定着」（中古文学）第二十二号・昭和五十三年九月）

註二十 「小右記」・「日本紀略」によれば、三月十六日に法性寺において六十歳の御賀が行なわれた事を記す。松村博司氏は「栄花物語全注釈一」巻第三(二二五)の語釈の中で、この時東三条院へは行幸・行啓はなかつたようであると記す。

註二十一 「公卿補任」正暦三年「平惟仲」条、永祚二年「藤在國」条。「日本紀略」同日の条。

註二十二 「公卿補任」註二十一に同じ。「弁官補任」「一条院・寛和三年」条。

註二十三 「公卿補任」永祚二年「藤在國」条。「小右記」同日の条によれば、有国は「頻有辞申、而強以被叙、被放右大弁及所職等也」と頻りに辞退はしたものの、強引に加階はされたが頭弁の要職を取り上げられた時の様子を記す。

註二十四 「公卿補任」正暦二年「藤伊周」条。「職事補任」「一条院」条。

註二十五 「公卿補任」、「日本紀略」同日条。

註二十六 「日本紀略」正暦二年二月二日の条に「除_レ名從三位勳解由長官藤原朝臣在國・大膳屬奏有時被_レ放害之間、依_レ有_レ造意之間也。」とあり「公卿補任」には「坐大膳屬奏有殺害事停官位。」とある。本位に復したのは「日本紀略」では正暦三年七月十七日、「公卿補任」では八月二十三日の事とする。約一年半位で本位に復している。

註二十七 「公卿補任」長徳元年「藤在國」条。長徳二年の件は「小右記」八月二日・七日・九日の条に詳しい。

註二十八 「公卿補任」「藤有國」条。「権記」同日条。

註二十九 「一代要記」「一条院後宮」

註三十 「日本紀略」同日条。

註三十一 松村博司氏・前掲書巻第四(六一)の 補説 「長徳元年後半の記事」

註三十二 註一に同じ。

註三十三 「日本紀略」長徳二年六月八日条。「小右記」九日条。